

平成10年 5月 8日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会
会長 金子正史

鎌倉市個人情報保護条例における、死者の個人情報に係る
開示請求の取扱いに関する意見について (建議)

鎌倉市個人情報保護制度は、平成6年4月1日発足以来4年1カ月が経過いたしました。この間、審議会として諮詢された個人情報の取扱いに関する審議・答申や、制度運用のあり方について審議会として独自の審議を行ってきましたが、今回は、「死者の個人情報に係る開示請求の取扱い」について、次のとおり鎌倉市個人情報保護条例第24条第2項の規定に基づき建議します。

1 はじめに

現行の鎌倉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）においては、個人情報の開示請求ができる者は、本人、任意代理人及び未成年者又は禁治産者の法定代理人に限定されており、対象となる情報は「自己の個人情報」としている。

しかし、近年他市において、亡くなった子供に関する情報を、その親権者であった者へ開示した事例や、相続によって死者の財産が相続人に承継された場合には、当該相続人に、被相続人の個人情報について開示請求を認めることが合理的と解釈できる場合も見受けられる。

そこで、これらを念頭に置きながら、当審議会は、死者の個人情報の開示請求に対して、現行条例の下で、どのような場合に、どの範囲の者に対して開示請求を認めることが適当なのか、その取扱いについて検討を行った。

2 死者の個人情報の開示請求に関する審議内容

(1) 現行条例上、開示請求については、条例第14条第1項では、「何人も…

…自己の個人情報の開示を請求することができる。」と規定し、その解釈基準では、「何人」とは市民に限らず、外国人を含むすべての自然人をいうとして、生存する個人を前提としている。

しかし、死亡した子供の事故報告書をその子供の親が請求した事例で、その事情を配慮して特例として認めているケースもあり、また、遺族が亡母の診療報酬明細書の開示を求めたケースで、相続人は条例にいう死者本人に同視できるとして、請求を受理した事例も見受けられる。

このようなケースにおいては、未成年者については、法定代理人であれば認められていた請求が、子供が死亡した場合に消滅するのは不合理であると考えられる。また、相続人は、法律上被相続人の権利義務を包括的に承継する立場にありながら、被相続人の個人情報は、請求者にとって自己に関する情報とは認められず、財産上の必要性があっても開示請求できないことなど、不合理な面が考えられる。

そこで、条例制定時からの社会情勢の変化を考慮し、条例の解釈・運用上の明確化を図る必要性から、条例の趣旨に則り、現行条例を改正しなくとも、実質的に一定範囲の者に請求権を認めることも可能ではないかと考える。

(2) 「自己の個人情報」の規定については、死者固有の情報と解する場合と、死者との関係から、一定の立場において相続した者自身の情報でもあるとする考え方もあり得る。

例えば、死亡した子供の内申書については、その子供の個人情報であると同時にその相続人である親の情報でもあると解すれば、個人情報保護の趣旨に照らして、親も請求し得るものと考えられる。

(3) 死者の個人情報ということを前提に考えれば、請求権を認める者の範囲は、死者と一定の身分関係がある者に限定せざるを得ないと考えられる。

なお、レセプトの開示について、厚生省は従来の方針を変更して、被保険者が死亡している場合にあっては、当該被保険者の父母・配偶者又は子（以下「遺族」という。）、遺族が未成年者又は禁治産者の場合の法定代理人について、また、遺族からレセプトの開示依頼に関する委任を受けた弁護士に対して、それぞれ開示請求を認めている例もある。

3 死者の個人情報の開示請求に関する審議会の基本的考え方

次の範囲の開示請求について、条例に基づく開示請求の対象として認めるのが相当と考える。

(1) 死者の個人情報のうち、請求者自身の個人情報と同視できると考えられる情報の場合

ア 請求者が、死亡した被相続人から相続した財産に関する情報

(ア) 相続によって、死者の財産が相続人へ承継された場合には、請求者は死者と同一の法的立場に立つことから、請求者に帰属することが証明された相続財産に関する情報は、死者の個人情報であると同時に、請求者自身の情報であると解される。

(イ) 財産に関する情報には、相続した範囲内での損害賠償請求権等に関する情報も含まれると解される。

イ 請求者の範囲

被相続人から財産を相続した者

(ア) 相続財産の帰属について争いがある場合や遺産分割協議中など、請求者に相続された財産か否かが客観的に証明されない場合でも、請求者が相続人としての資格を有していることの証明ができれば、請求を認めることが望ましい。

(イ) 請求を認め得る者が複数存在する場合は、各人平等に扱う必要があるので、請求権は全ての者に認めることが望ましい。

(2) 社会通念上、請求者自身の情報とみなし得るほど、請求者と死者とが密接な関係にある情報の場合

ア 例えば、未成年者である自分の子供に関する情報など

イ 請求者の範囲

(ア) 死亡した未成年者の親権者であった者など

(イ) 上記(1)、(2)に定める情報の開示請求について受任した弁護士

4 その他の情報の取扱い

上記(1)、(2)に記載する請求権者と認め得るか否かの判断が明白でない場合には、当審議会に意見を求めるとして慎重に対応されたい。